

通 知 書

平成 2 0 年 1 0 月 2 8 日

静岡県沼津市三芳町 3 - 1 4

沼津聖ヨハネ教会

司祭 鎌 田 雄 輝 殿

京都市中京区堺町通竹屋町下ル西側

ヴェルドル御所 1 0 3

T E L 0 7 5 - 2 2 3 - 5 2 5 5

堺町法律事務所

学校法人聖光学園代理人

弁護士 中 島 俊 則



当職、この度、学校法人聖光学園の代理人として、通知します。

貴殿は、1988年（昭和63年）4月から2005年（平成17年）3月まで聖光幼稚園に勤務していた原田文雄氏の児童に対する性的虐待に関連して、9月6日及び9月10日に聖光幼稚園にやって来てビラをまかれました。しかし、当日貴殿がまかれたビラは、事実と相違する点が幾つもあり聖光幼稚園の名誉を毀損するものです。例えば、ビラには、「児童に性的虐待をしていた過去が発覚

しても、園長を辞めさせることは出来ないというのが聖光幼稚園の運営方針と表明したのです」とありますが、聖光幼稚園はそのような運営方針を表明したことはありません。学校法人聖光学園は、勤務前の過去の行為であっても児童に対する性的虐待は園長としての職責とはとうてい相容れないものと考えていますし、当時そのことが判明しておれば原田文雄氏に対し処分をすべきであったと考えております。しかし、残念ながら、当時、原田文雄牧師は、児童虐待を否認されていたことから学校法人聖光学園は処分が出来なかったのです。それに、学校法人聖光学園は、毎日新聞の記者に「わいせつ行為は園に来る前の話で、・・・」といった説明はしておりません。また、ピラでは「教会の責任役員会では原田氏は一部自供さえしていた。決定的な証拠文書と自供があったのです」と記載されていますが、それも事実と異なります。教会の責任役員会で原田文雄氏が一部自供していたという事実はありませんし、証拠文書はほとんどの教会関係者は知りませんでした。ちなみに、奈良地方裁判所さえ、原田文雄氏の弁明を信じ、性的虐待を否定するという判決を下しています。ピラでは「園の運営に関わる教会関係者は、児童虐待を小さなこととして

不問にした」とも記載されていますが、それは貴殿の独断と偏見に基づくものであり、聖光幼稚園に対する不当な誹謗中傷に当たります。さらに、ピラでは「園の運営に関わる教会関係者が被害の訴えに酷い対応をとり」とありますが、これも事実と相違しています。当時、被害者の方から聖光幼稚園に対する働きかけはありませんでしたので、「酷い対応」をとるといったことも有りえません。ピラでは「宮嶋眞・聖光幼稚園現園長・・・も含め、聖公会の役員会は、事件を隠蔽し、訴えを圧殺した当時の責任者（牧師たち）を擁護し・・・」ともありますが、これも事実と反しています。宮嶋眞聖光幼稚園現園長らが原田文雄氏を擁護したことは一切なく、聖光幼稚園は現在原田文雄氏に対する退職金の返還請求などの責任追及を行っています。もっとも、一旦支払ってしまった退職金の返還は、法的に困難な問題もあり、訴訟提起するまでには至っていません。

以上のとおり、貴殿は、聖光幼稚園の名誉を毀損するピラをまかれ、またインターネットを通じて聖光幼稚園の名誉を毀損する文章を掲載しています。このような貴殿の行為は、聖光幼稚園に対する名誉毀損でありまた業務妨害となるものであります。実際、聖光幼

028
18

幼稚園には毎年25～30名の入園者がありましたが、今年は説明会には例年並みの参加者が来訪されたにもかかわらず、入園申込者は現在わずか6名です。このような入園申込者の減少は、貴殿のビラまき行為等によるものと考えられます。ちなみに、1人の園児が3年間で納める保育料は約100万円ですので、20名分は約2000万円となり、学校法人聖光学園はそれだけ被害を被ったことになり、貴殿に対する損害賠償請求も検討しています。学校法人聖光学園は、貴殿において、2度と聖光幼稚園でビラをまいたり、インターネットを通じて聖光幼稚園の名誉を毀損する文章を掲載したりしないように、本書面において警告します。もし貴殿が今後上記のような行為を行った場合、学校法人聖光学園は、貴殿の責任を法的に徹底的に追及する考えですので、ご注意ください。

以上

この郵便物は 20. 年 10. 月 28 日
 第 **43438** 号書留内容証明郵便物
 として差し出したことを証明します。
 郵便事業株式会社

20.10.28



28



201028

028

4100038

静岡県沼津市三芳町三一四

沼津聖ヨハネ
司祭 鎌田 雄輝

殿



164-50-43468-5

年 月 日

〒604-0804 京都市中京区堺町通竹屋町下ル西側
ヴェルドル御所103

TEL 075-222-2766 FAX 075-222-2767

TEL 075-223-5255

堺町法律事務所

弁護士 小山 千 蔭
学校法人 聖光学院 代表人
弁護士 中 島 俊 則